

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 「グループホームまゆ」重要事項説明書

〈令和 6 年 4 月 1 日 現在〉

1. 「グループホームまゆ」の概要

(1) 指定介護支援事業所の名称及び指定番号

事業所名	認知症対応型共同生活介護「グループホームまゆ」
所在地	長野県長野市鶴賀 115-5
介護保険指定番号	長野県 2070101346 号

(2) 当施設の職員体制

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	業務内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			介護支援専門員 介護福祉士	施設職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、施設利用者の相談援助及び生活支援、サービス計画の作成を行う。
計画作成担当者	2		1	1			
介護士	10以上	10以上				介護福祉士 訪問介護員2級	施設利用者の健康管理、健康相談、生活介助、その他施設利用者の日常生活に関わる援助のすべて
看護師							
夜間及び深夜の時間帯は夜勤体制 管理者は、業務に支障の出ない範囲で他業務と兼務する。							

(3) 当施設の設備概要

定員 : 18名 (1ユニット 9名)

居室 : 18 (1ユニット 9室) 共同談話室 : 2 (1ユニット 1室)
 事務室 : 1 (2ユニット 1室) 浴室 : 2 (1ユニット 1風呂)
 相談室 : 1 (2ユニット 1室) 共同調理場 : 2 (1ユニット 1箇所)

2. サービスの内容

- | | | |
|---------------|-------------|--------------------|
| (1) サービス計画の立案 | (6) 生活相談 | (11) 日常費用支払代行 |
| (2) 食事 | (7) 健康管理 | (12) 所持品保管 |
| (3) 入浴 | (8) 特別食の提供 | (13) レクリエーション |
| (4) 身体介護 | (9) 理美容サービス | (14) その他日常生活に関わる援助 |
| (5) 機能訓練 | (10) 行政手続代行 | |

3. 利用料金

(1) 介護給付対象となる施設利用料

利用者の要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険報酬単価	749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位
必要に応じて次項の加算を算定いたします。						

(2) 加算

サービスに係る加算	
初期加算	30 単位/日
入院時費用	246 単位/日 一月に 6 日を限度
夜間支援体制加算	25 単位/日
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日
医療連携体制加算 (I) イ	57 単位/日
医療連携体制加算 (I) ロ	47 単位/日
医療連携体制加算 (I) ハ	37 単位/日
医療連携体制加算 (II)	5 単位/日
協力医療機関連携加算	100 単位/月
	40 単位/月
退居時情報提供加算	250 単位/回
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10 単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5 単位/月
認知症チームケア推進加算 (I)	150 単位/月
認知症チームケア推進加算 (II)	120 単位/月
高齢者虐待防止措置未実施減算	1 月につき + 所定単位 × 30 / 1000
新興感染症等施設療養費	240 単位/日
業務継続計画未実施減算	1 月につき + 所定単位数 × 30 / 1000
認知症専門ケア加算 (I)	3 単位/日
認知症専門ケア加算 (II)	4 単位/日
生活機能向上連携加算 (I)	100 単位/月
生活機能向上連携加算 (II)	200 単位/月
口腔衛生管理体制加算	30 単位/月
栄養・栄養スクリーニング加算	20 単位/回 6 月に 1 回を限度
栄養管理体制加算	30 単位/月
サービス提供体制強化加算 (I)	22 単位/日
サービス提供体制強化加算 (II)	18 単位/日
サービス提供体制強化加算 (III)	6 単位/日
看取り介護加算	72 単位/日 死亡日 45 日前～31 日前
	144 単位/日 死亡日 30 日前～4 日前
	680 単位/日 死亡日前々日、前日
	1280 単位/日
介護職員処遇改善加算 (I)	1 月につき + 所定単位 × 186 / 1000
介護職員処遇改善加算 (II)	1 月につき + 所定単価 × 178 / 1000
介護職員処遇改善加算 (III)	1 月につき + 所定単価 × 155 / 1000
介護職員処遇改善加算 (IV)	1 月につき + 所定単価 × 125 / 1000
介護職員処遇改善加算 (V)	現行の 3 加算の所得状況に基づく加算率
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
生産性向上推進体制加算 (I)	100 単位/月

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位/月
夜間支援体制加算（Ⅰ）	50 単位/日
夜間支援体制加算（Ⅱ）	25 単位/日
夜勤従業員の条件を満たさない場合	1 月につき + 所定単価 × 97 / 1000
定員超過の場合	1 月につき + 所定単価 × 700 / 1000
介護従業員数が基準に満たない場合	1 月につき + 所定単価 × 100 / 1000
身体拘束廃止未実施減算	1 月につき + 所定単価 × 100 / 1000
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日
入院時費用	246 単位/日
退院時相談援助加算	400 単位/回

※事業所の職員体制等により加算されます。

上記の自己負担については1日あたりの介護保険報酬単位数に地域単価数（長野市内 10.14）を乗じ、負担割合率相当額を切り捨てて算出するため、ご利用日数や加算により変動がございます。

（3）以下のサービスは、利用料金が介護保険給付対象外となります。

入室代	入所日以前または退所日以降の日に係る費用については、日割り計算とさせていただきます。	45,000円	月単位
保証金	退所時に無利息返還、但し、クリーニング、リフォーム代充当後	200,000円	入所時
食材料費		1,500円	日単位
管理共益費	途中入退所については、実日数で清算	15,000円	月単位
水道光熱費・消耗品費	途中入退所は、実日で清算	20,000円	
通院の付き添い	緊急時とします。 定期受診などは身元引受人様でお願いします。 移動は救急車となります。 利用者、職員が帰所する際はタクシーとなります。 （タクシーについては実費のご負担をいただきます）	2,500円	1時間につき

実費相当分としてご負担いただくもの

- 理美容代
実費
- おむつ代
実費
- 日常用品費
実費
- レクリエーション、クラブ活動費
利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料費等の実費をいただきます。

（4）その他

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしまして、20日にご指定いただいた口座からの振替にてお支払いいただきます。お支払い確認後領収証を発行いたします。

(5) 利用の開始、中止、変更

利用に際してサービスを月の途中で開始、または中止して入退所される場合、実日数で清算いたします。

(6) 認知症対応型共同生活介護サービス計画について

認知症対応型共同生活介護サービス計画は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域での暮らしを支援するものです。

当施設は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で認知症対応型共同生活介護サービス計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して保管します。また、重度化した場合には別紙（重度化した場合における指針）に基づく対応を行います。

4. 入退所の手続きについて

(1) 入所手続き

「グループホームまゆ松代」に申し込みください。居室に空きがあれば入所いただけます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。なお、居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の14日前までにお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域のほかの居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

○ 利用者が介護保険施設に入所した場合

○ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定等の区分が、非該当（自立）又は要支援1と認定された場合

○ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

○ 利用者が、サービス利用料金の支払を2ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所して頂く場合がございます。この場合、契約終了15日前までに文書で通知いたします。

○ 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに1ヵ月以内に退院できる見込みがない場合は、文書で通知の上、契約を終了させて頂く場合がございます。

○ 利用者の心身の状態が当施設での生活に適さなくなったときは、身元引受人に連絡の上、対処の手続きを取らせていただきます。

○ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所して頂く場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

⑤ 当施設からの契約解除

利用者による、3.(1)、3.(2)、3.(3)に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

5. 緊急時の対応方法

- (1) 利用者の容体の変化等があった場合は、緊急時対応マニュアルに従い、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。
- (2) 事故が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに従い、身元引受人、医療機関、保険者と連携して必要な処置を講じます。
- (3) 協力医療機関

医療機関の名称	愛和病院
所在地	長野市鶴賀 1044 - 2
電話	026 - 224 - 0877

医療機関の名称	中条歯科診療所
所在地	長野市中条 2626
電話	026-267-2034

医療機関の名称	
所在地	
電話	

※ 協力医療機関は、通院・入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療、入院治療を保障するものではありません。

6. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営方針

長い年月にわたり、社会に貢献された利用者の皆様にはこれからも生き甲斐をもって、健やかで安らかな人生を送って頂くことが約束されています。「グループホームまゆ松代」は、利用者の方に安心して生活いただける場として、職員一同努めてまいります。

(2) サービス利用のために

- 採用時研修 採用後1ヵ月以内、継続研修年2回
- 経験に応じた研修 随時

(3) 施設利用に当たっての留意事項

ご面会	面会の時間は、7時00分～20時00分を基本時間といたします。他時間帯を希望される場合は、予めご相談ください。
外出・外泊	外出・外泊される際には、予め行き先と帰所予定時間をご連絡ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。なお、ご利用により破損等が生じた場合は賠償して頂きます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所をお願いいたします。飲酒については自由ですが医師より止められている他の利用者もいるため、ご配慮下さい。
迷惑行為	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	基本的に居室に有る収容場所に収まる物とします。また、所持品については基本的に自己管理とさせて頂き紛失についての責任は負わないものとします。
現金・貴重品の所持	貴重品の持ち込みは禁止します。また持ち込まれた現金の紛失について責任は負わないものとします。

現金・保険証類の管理	現金及び保険証類は事業所小口現金取扱要領にのっとり管理いたします。
宗教・政治活動	施設内でのほかの利用者に対する宗教・政治活動への勧誘をご遠慮下さい。

7. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止の為の取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 非常災害時の対策

- (1) 非常時の対応
別途定める防災計画にのっとり対応を行います。
- (2) 防災設備
当施設の防災設備は下記のとおりです。

自動火災報知機	有	漏電火災報知機	有
室内消火器	有	非常用電源	有
ガス漏れ報知器	有	スプリンクラー	有
防災訓練	年2回実施		
防火管理者			

10. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者は管理者です。
- (2) 虐待防止の為の対策を検討する虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止の為の指針を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に報告します。

1.2. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束は行いません。ただし、自傷他害の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次にあげる事に留意して、必要最小限の範囲内で行う事が有ります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また事業所として、身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止する事が出来ない場合に限ります。
- (3) 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1.3. 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2か月に1回運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

1.4. サービスの第三者評価実施状況について

当事業所において提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。評価結果については施設内に掲示いたします。

1.5. サービス内容に関する苦情

- (1) 当施設への相談・苦情受付

当施設に関するご相談及び苦情については下記において承ります。

当事業所が提供するサービスについての相談窓口	
電話	各事業所電話番号 026-223-6059 (午前9時00分～午後6時00分)
担当	管理者氏名

- (2) その他

当事業所以外に、次のところに苦情を伝えることができます。

- ・長野市介護保険課 電話 026-224-7871
- ・長野県国民健康保険団体連合会 電話 026-238-1551

16. 当事業所の概要

名称・法人種別 株式会社 ライフケア
代表者職・氏名 社長 竹内 善彦
事業所所在地 長野県長野市大字栗田 2009 番地 B B B ビル 3 階

定款の目的に定めた事業

地域密着型サービス

デイサービスセンター七瀬

グループホームまゆ

グループホームまゆ更科

グループホームまゆ篠ノ井

グループホームまゆ松代

グループホームまゆ池の平

特定施設「七瀬の杜」

居宅サービス

ケアセンター・ライフケア

妙高の杜

まゆ川中島

訪問看護ステーション ながのの看護

訪問医療マッサージ

配食サービス

放課後等デイサービス

スポーツ&アカデミー キッズまゆ

高齢者対応マンション管理・運営

グランデ七瀬中町

-----契約する場合は以下の確認をすること-----

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所

〈事業所名〉 認知症対応型共同生活介護「グループホームまゆ」
介護保険指定事業者番号 長野県 2070101346 号
〈住所〉 長野県事業所所在地 長野県長野市鶴賀 115-5
〈代表者名〉 代表取締役 竹 内 善 彦

説明者職・氏名 管理者

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

〈住 所〉 長野県 _____

〈氏 名〉 _____

(代理人)

〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____

(ご家族・身元引受人等)

〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____

株式会社ライフケア
グループホームまゆ運営規程

(運営規程設置の趣旨)

第 1 条 株式会社ライフケアが開設する認知症対応型共同生活介護事業所である「グループホームまゆ」(以下「当施設」という。)が実施する、グループホームの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める

(事業の目的)

第 2 条 認知症対応型共同生活介護は要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法の趣旨に従って、認知症対応型共同生活計画を立て実施し、入居者の心身の機能の維持回復を図るとともに自立した生活を行うことを目的とする

(運営の方針)

第 3 条 当事業所では、認知症対応型共同生活計画に基づいて、家庭的環境下で、自立した日常生活を共同生活の中で行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅での生活を維持できるよう入居者ケアの支援に努める

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外原則として入居者に対し身体拘束を行わない
- 3 当事業所では、認知症対応型共同生活施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保険医療福祉サービス提供者及び関係市町村と線密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める
- 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対しても療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める
- 6 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする

(事業所の名称及び所在地等)

第 4 条 当事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする

- (1) 事業所名 グループホームまゆ
- (2) 所在地 **長野県長野市鶴賀 115-5**
- (3) 電話番号 026-223-6059 FAX 番号 026-223-7883

(従業員の職種、員数)

第 5 条 当事業所の従業員の職種、員数は次のとおりである

- (1) 管理者 1 名
- (2) 介護職員 10名以上
- (3) 計画作成担当者 2 名 (うち1名兼務)

(従業員の職務内容)

第 6 条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする

- (1) 管理者は、認知症対応型共同生活介護に携わる、従業員の管理指導を行い、かつレクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほかボランティアの指導を行う。また利用者及びその家族からの相談に適切に応じる事とする
- (2) 介護職員は、利用者の認知症対応型共同生活介護計画に基づく介護を行う
- (3) 計画作成担当者は、入居者の状態に応じた適切なケアプランを作成する

(利用定員)

第 7 条 当事業所の利用定員は、18名とする

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第 8 条 認知症対応型共同生活 (グループホーム) は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように計画し、運営を行う

(利用料等)

第 9 条 利用者負担の額を以下のとおりとする

- (1) 利用料 : 厚生労働省が定める介護報酬告示の額
- (2) その他の費用
 - ・理美容代 実費
 - ・おむつ代 実費
 - ・その他利用者が負担すべき日常生活費 実費
- (3) 家賃等

保証金	(家賃3ヶ月分)	200,000円	入居金
室 賃	途中入退所については実日数で清算する	45,000円	月単位
食材費	3食分	1,500円	日単位
水道光熱費	途中入退所については実日数で清算	20,000円	月単位
管理共益費	途中入退所については実日数で清算	15,000円	月単位
通院時付き添い	協力病院のみ	2,500円	1時間単位

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 10 条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする

- ・ 飲酒は原則として自由とする。喫煙は所定の場所にて自由とする
- ・ 火気の取り扱いは十二分に注意する
- ・ 所持品、備品等の持ち込みは記名をし、居室に保管する

- ・ 金銭・貴重品は持ち込まない
- ・ ペットの持ち込みは禁止する
- ・ 入居者の「営業行為、宗教勧誘、特定の政治活動」は禁止する
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する

(非常災害対策)

- 第 11 条 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる
- 2 非常災害に備え、定期的に地域や協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う

(職員の服務規程)

- 第 12 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意すること
- (1) 入居者に対しては人格を尊重し親切丁寧を旨とし責任を持って接遇すること
 - (2) 常に健康に留意し明朗な態度を失ってはならない
 - (3) お互いに協力し合い能率の向上に努力するよう心掛けること

(職員の資質の確保)

- 第 13 条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する

(職員の健康管理)

- 第 14 条 職員は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること

(衛生管理)

- 第 15 条 入所者の使用する施設、食器及び設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う
- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻りの設備、厨房設備の衛生的な管理を行う。
 - 3 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする)を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - 4 当事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する
 - 5 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する

(守秘義務)

- 第 16 条 事業所職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう

指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規程に反した場合は、別に定める株式会社ライフケア就業規則による

- 2 当事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする
- 3 当事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービス以外の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする

(虐待防止に関する事項)

- 第 17 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする
- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来る物とする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止の為の指針を整備する
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
 - (4) 前3号に上げる措置を適切に実施するための担当者を設置する
- 2 当事業所は、サービス提供中に、事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(身体拘束等)

- 第 18 条 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする
- 2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる
- (1) 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来る物とする。)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
 - (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する

(業務継続計画の策定等)

- 第 19 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする

- 2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する

- 2 当事業所は、すべての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規程する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする
- 3 当事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする
- 4 認知症対応型共同生活介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、株式会社ライフケア役員会において定めるものとする

(付 則)

この運営規程は、平成29年12月1日より施行する

この運営規程は、令和1年7月1日より施行する

この運営規程は、令和6年1月1日より施行する

この運営規定は、令和6年4月1日より施行する

ハラスメント防止のための指針

株式会社ライフケア
グループホームまゆ

当事業所は、ハラスメント防止のための本指針を定める。

1 ハラスメント防止に関する基本的考え方

本指針におけるハラスメントとは、下記を言う。

ア パワーハラスメント

3つの要素すべて満たした場合、職場におけるパワハラに該当するものとする。

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

<具体的な例>

- ① 身体的な攻撃(暴行・傷害)
 - ・殴打、足蹴りを行うこと
 - ・相手に物を投げつけること
- ② 精神的な攻撃(脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言)
 - ・人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む
 - ・業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うこと
 - ・他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行うこと
 - ・相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛てに送信すること
- ③ 個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)
 - ・労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること
 - ・労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること

イ セクシュアルハラスメント

- ① 対価型セクシュアルハラスメント
セクハラ行為を受けた労働者が、その言動に対して拒否、抗議などの対応をしたことで、事業主等から解雇、降格、減給等の不利益を受けること
- ② 環境型セクシュアルハラスメント
職場で行われるセクハラ行為によって仕事の環境が損なわれ、仕事をする上で見過ごせないほど重大な支障が生じること
- ③ 同性に対するものも含まれる
同性から同性に対するもの、女性から男性に対するものもセクハラに該当する

<具体的な例>

- ① 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- ② わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ③ うわさの流布
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 性的な言動により、他の従業員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ⑥ 交際・性的関係の強要
- ⑦ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った従業員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- ⑧ その他、相手方及び他の従業員に不快感を与える性的な言動

ウ マタニティハラスメント

妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、他の労働者の就業環境を害したりするようなことをすること。

- ① 制度等利用への嫌がらせ
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が掲げる制度・措置を利用しようとする事などにより、就業環境が害されることをいう。
- ② 状態への嫌がらせ
女性労働者が妊娠、出産したことなどにより就業環境が害されることをいう。

2 ハラスメント対策

(1) 職員

本指針に基づいたハラスメント防止を徹底する定期的な研修(年1回以上)を実施する。

(2) 利用者・家族

利用開始時等ハラスメントについて説明する。

3 利用者・家族から受けた場合

(1) カスタマーハラスメント等を受けた場合は上司に報告・相談を行う

(2) カスタマーハラスメントは以下のものとする

- ・個人に対する暴力
- ・個人に対する威迫や脅迫
- ・個人の人格を否定する発言
- ・個人を侮辱する発言
- ・合理的理由のない謝罪の要求
- ・株式会社ライフケア社員に関する解雇等の社内的処罰の要求
- ・営業時間以外での拘束
- ・営業場所以外への呼び出し
- ・利用者や家族によるプライバシー侵害行為

- ・利用者や家族によるセクシャルハラスメント行為
- ・利用者や家族によるその他各種のハラスメント行為

※これらの記載は例示であり以上に限られるものではない

(3) カスタマーハラスメントに対する対策

① 社内対応として

- ・カスタマーハラスメントの発生に備え、職員がカスタマーハラスメントに関する知識及び対処法を習得するための施策を実施する
- ・カスタマーハラスメントに関する相談窓口を設置する
 - 相談窓口①: 管理者
 - 相談窓口②: 管理本部
- ・カスタマーハラスメントの被害に遭った職員のケアを最優先に努めるとともに、当該職員及び当該利用者や家族について担当を変わるなど勤務体制の調整を行う
- ・悪質なカスタマーハラスメントを行われる場合はサービス提供を終了する
- ・カスタマーハラスメント発生時の対応体制を構築する

② 社外対応として

- ・より良い関係の再構築を図る
- ・カスタマーハラスメントに屈することなく合理的かつ理性的な話し合いを求める
- ・保険者に報告し話し合いの場に同席を依頼する
- ・悪質なカスタマーハラスメントを行われる場合はサービス提供を終了する

4 ハラスメントに関する相談窓口と対応

(1) 事業所におけるハラスメントに関する相談窓口担当者は次の者を置く

相談窓口担当: 管理者

相談窓口担当者は、公平に相談者だけでなく行為者についてもプライバシーを守り対応する

- (2) 職員は、利用者・家族からハラスメントを受けた場合、相談窓口担当者に報告・相談する
相談窓口担当者は、必要な対応を行う
- (3) 相談窓口担当者は、被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)を行う
- (4) 相談窓口担当者は、相談や報告のあった事例について問題点を整理し、被害防止のため、マニュアル作成や研修実施、状況に応じた取組を行う

5 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は入所者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示または誰でも閲覧できる場所に収納する。

第1版 令和6年3月18日

第2番 令和6年4月1日

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

株式会社ライフケア
グループホームまゆ

株式会社ライフケアが実施する介護事業サービス事業所(以下「事業所」という)における感染症の予防及びまん延の防止のための本指針を定める。

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的な考え方

当事業所においては、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者や障がい者が利用し感染が広がりやすい状況であるので、利用者・家族及び職員の安全を確保するための措置を講じ体制を整備する。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための法人内の組織

感染症発症及びまん延防止等に取り組みに当たり以下の体制を取る。

(1)「感染対策委員会の設置」

①設置の目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

②感染対策委員会の構成委員

- ・管理者
- ・事業所内健康管理委員会
- ・事業所職員以外で感染対策の知識を有する者(管理者より提案があった場合)

③感染対策委員会の開催

おおむね6か月に1回以上定期的を開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

④感染対策委員会の役割

- ア)事業所内感染対策の立案
- イ)感染症発生時の対応の検討
- ウ)情報の収集、整理、職員への周知
- エ)感染対策マニュアル等による研修・訓練の実施
- オ)感染対策マニュアルの見直しの必要がある場合はマニュアル化委員会に提案する

⑤感染対策マニュアルの見直しはマニュアル化委員会が行う。

3. 平時の対策

「介護現場における感染対策の手引き」(厚労省)、「感染対策マニュアル」に沿って、感

染症の予防及びまん延の防止に努める。

4. 発生時の対応

- (1) 当事業所内で感染症が発生した場合、利用者及び職員が各50%以上罹患した場合、ないしは管理者の判断により、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。感染対策委員会は健康管理委員会にその内容及び対応について全職員に周知するように指示を行う。
- (2) 速やかに行政へ報告する。
- (3) 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。
- (4) サービス事業所や関係機関と情報共有や連携をしてまん延しないように努めるとともに、外部へ情報配信する場合や事業所として公表する場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮する。

5. 閲覧

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上へ公表する。

附則

本指針は、令和6年3月22日より施行する。

重度化した場合における(看取り)指針

1 目的

この指針は、認知症対応型共同生活介護グループホームまゆ(以下「当施設」という)の尊厳を支えるケアの一環として、入居者(以下「お客様」という)ならびにご家族が希望される「看取り」を積極的に支援していくため、当施設の指針を定める事により、より適切な介護サービスの提供に資することを目的とします。

2 理念

当施設では、お客様が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最期の場所としての役割を果たし、お客様の意思、ならびにご家族の意向を最大限に尊重して看取り介護を行います。死を早めることも、死を遅らせることもしない、自然に訪れる死を支える方法でケアを行います。当施設において看取り介護を希望される場合、お客様、ご家族への支援を最後の時点まで継続し、責任をもって完遂します。

3 看取りの対象者

当施設の看取りの対象者とは、以下の場合のお客様とします。

お客様もご家族も当施設内においての「看取り」を希望しており、次のような医療体制を理解されている場合とします。

①老衰、老化やがん末期に伴い、積極的な治療を希望しない場合や、必要としない場合

②苦痛、痛み、呼吸苦、出血がない場合

- ・ ケア従事者は介護職です。
- ・ 医師は協力医療機関からの往診となります。
- ・ 医療機関でないため、点滴等の医療行為は行えません。
- ・ 夜間においては、夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制にもとづき看護師、医療機関と連絡をとって対応を行います。

4 看取り体制

(1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護

①当施設はお客様ならびにご家族に対し、当施設における看取り介護の基本理念を明確にし、生前に意思確認をして同意を得ます。

②医師により医学的に回復の見込みがないと判断されたときに、看取り介護を開始します。

③ 看取り介護の実施にあたっては、その都度、お客様ならびにご家族の同意を得ます。

④ 看取り介護においてはそのケアに携わる全ての職種が協働し、看取り介護計画書を作成し、お客様ならびにご家族への十分な説明を行い、同意を得ます。看取り介護をより適切に行うために、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更します。その際には、説明を行い同意を得ます。

(2) 医師・看護師体制

- ① 看取り介護実施にあたっては、医師と看護師、全ての職種で情報の共有化を図り、看取り介護の協力体制を築きます。
- ② 看護師は医師の指示を受け、お客様の安らかな状態を保つように状態把握に努め、介護職と共に必要なケアを行います。また、日々の状況等についてご家族に対して随時説明を行い、その不安等の解消に努めます。

(3) 看取り介護の施設整備

尊厳ある安らかな最期を迎えていただくために、ご家族の協力(ご家族の面会、付き添い等)を得ながら、その人らしい人生を全うできるよう支援いたします。

(4) 看取り介護体制に関する記録

- ① 経過観察記録
- ② ケアカンファレンスの記録

(5) 看取りに関する職員教育

よりよい看取り介護を行うために、研修等により死生観教育を実施し、看取りの理解を深めることに努めます。

高齢者虐待防止のための指針

株式会社ライフケア
グループホームまゆ

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本事業所株式会社ライフケアが実施する介護サービス事業グループホームまゆ(以下「当事業所」)では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案(以下「虐待等」という。)の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長:管理者
- ・事業所内虐待防止委員会
- ・事業所職員以外で虐待等の知識を有する者(管理者より提案があった場合)

(3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年2回以上開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

4. 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施(年1回以上)
- (2) その他必要な教育・研修の実施
- (3) 新任職員への研修については入社時オリエンテーション研修時に実施する
- (4) 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、虐待防止委員会委員長とする。なお、虐待者が委員長の場合は、本部長より委員長代理を指名する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解

決につなげるよう努める。

- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、虐待防止委員会責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止検討委員会は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受付けた者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、掲示もしくは閲覧できる場所に収納する。また、事業所ホームページにも公開する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年3月22日より施行する。

個人情報保護方針

株式会社ライフケア グループホームまゆ(以下:当施設)は、皆様に安全な介護サービスを提供するために生活支援等を行なっております。

「個人情報保護法」が施行されたことに伴い、当施設としまして皆様の個人情報の取扱いについて以下のように十分な注意を払って事業を推進し、皆様の心身の健康のために尽くして参りたいと考えております。宜しくご理解の程、お願い申し上げます。

■個人情報保護方針について

個人情報保護方針は、当施設の個人情報の取扱いに関する方針を説明したものです。又当施設における業務の実施において取得される皆様の個人情報は、定められた範囲・方法で利用され、厳格な管理のもとで取り扱われることを明示しております。

■個人情報の収集について

当施設では、皆様の健康情報の管理及び維持を安全に行い、又その情報をもとにより良いサービスをご提供するために、氏名、住所、性別、生年月日、健康保険証番号などをお聞きする場合があります。

■個人情報の利用目的について

当施設では、皆様の個人情報をお聞きし、利用させて頂いております。利用目的については別紙に記載しておりますが(「個人情報の利用目的」ご参照)、利用目的以外で皆様の個人情報が取り扱われることはありません。

■個人情報の取扱いについて

当施設では、皆様の個人情報を取り扱うに当り、紛失、改ざん及び漏洩を防止するため、個人情報保護に関して適切なセキュリティ対策を実施して参ります。また、継続的に職員教育を行なって参ります。

■個人情報の第三者への提供について

当施設では、取得した皆様の個人情報に定められた目的の範囲内のみを使用し、この範囲を超える場合においてもご本人の了解なしに利用することはありません。又法令に基づくなどの正当な理由がない限り、第三者へ個人情報を提供することはありません。

■個人情報の開示について

利用者様ご本人の個人情報の開示を希望される場合は、受付窓口にお申し出をお願いします。

■個人情報の訂正、追加、削除について

当施設では、利用者様の個人情報をできるだけ正確かつ最新の内容になるように管理しております。皆様よりお申し出を頂いた際には、ご本人であることを確認した上で必要な調査を行い、内容を訂正、追加、削除するようにしております。

■個人情報法令の遵守について

当施設では、個人情報に関する法令およびその他の規範の遵守に努めております。

■個人情報保護体制の継続的改善について

当施設では、個人情報保護体制を向上させるために、継続的な見直し改善に努めております。

■お問合せ先

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や、ご意見がありましたら下記及び事業所までご連絡をお願いします。

お問合せ窓口：株式会社ライフケア 管理部

住所：〒380-0921 長野県長野市大字栗田 2009 番地 BBBビル3階

電話：026—269—8740

FAX：026—269—8741

個人情報の利用目的について

【利用者様への介護の提供に必要な利用目的】

当施設での利用

当施設における利用者への介護サービス

◆介護保険事務

◆利用者様に関わる管理運営業務のうち、

* 入退所等の管理

* 会計・経理

* 事故の報告

* 利用者様等への介護サービスの向上

他の事業者等への情報提供

◆当施設画利用者様等に提供する介護のうち、

* 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、紹介への回答

* 家族等への心身の状況説明

◆介護保険事務のうち、

* 審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出

* 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

* 損害賠償保険などに係る、専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設での利用]

◆介護施設の管理運営業務のうち、

* 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

* 当施設内における学生実習への協力

* 当施設内における教育・研修

* 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

介護情報の提供

ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく施設管理者に質問し説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

個人情報の利用目的

個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。当施設は、研修・養成の目的で介護・医療専門職等の学生等が介護などに同席する場合があります。

ご希望の確認と変更

利用予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者さんご本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。

株式会社 ライフケア
グループホームまゆ
身体拘束廃止のための指針

1. ライフケアにおける身体拘束に関する基本的考え方

身体拘束は、人の自由を制限するものであり、人の尊厳ある生活を阻むものです。ライフケア及びサービス提供事業所（以下「事業所」）では、お客様の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を正当化することなく職員一人一人が、身体的・精神的弊害を理解し、拘束は行わないという意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に務めます。

(1) 身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、お客様ご本人又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のお客様の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

お客様個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性：お客様本人または他のお客様等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ※身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針ⁱⁱ

(1) 身体拘束の原則禁止

事業所は、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他のお客様の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は事故防止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明と同意を得てから行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除する努力を行います。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、以下のことを取り組みます。

- ① お客様主体の行動・尊厳がある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等でお客様の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ お客様の思いをくみとり、お客様の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じ

i 「身体拘束未実施減算に係る要件等」①

ii 「身体拘束未実施減算に係る要件等」⑤

た丁寧な対応をします。

- ④ お客様の安全を確保する観点から、お客様の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束廃止委員会において検討をします。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながらお客様に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制ⁱⁱⁱ

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

①設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束廃止委員会の構成員

ア) 管理者

イ) 介護職員

※ この委員会の責任者は管理者とし、その時参加可能な委員で構成する。

③身体拘束廃止委員会の開催

- ・毎月1回開催する
- ・必要に応じて随時開催する
- ・緊急時（会議を招集する時間がない場合）は、生命保持の観点から多職種共同での委員会に参加できない事が想定されます。その為、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応^{iv}

本人又は他のお客様の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として従業員が集まり、拘束によるお客様の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、①切迫性 ②非代替性 ③一時性 の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②お客様本人や家族に対しての説明

iii 「身体拘束未実施減算に係る要件等」②

iv 「身体拘束未実施減算に係る要件等」④

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、お客様の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存し、運営指導が行われる際に提示できるようにします。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族（契約者等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

＜介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割^v

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

（管理者）

- 1) 身体拘束廃止委員会の統轄管理
- 2) ケア現場における諸課題の統轄責任

（介護支援専門員）

^v 「身体拘束未実施減算に係る要件等」②

1) 本人と家族の意向に添ったケアの確立

2) チームケアの確立

(介護職員)

1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する

2) お客様の尊厳を理解する

3) お客様の疾病、障害等による行動特性の理解

4) お客様個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める

5) お客様とのコミュニケーションを充分にとる

6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

6. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修^{vi}

委員会は事業所で働く全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

① 定期的な教育・研修（3カ月に1回以上）の実施

② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

平成30年4月1日 第1版

令和5年9月6日 第2版

令和5年10月2日 第3版

vi 「身体拘束未実施減算に係る要件等」③

利用者の重度化した場合における対応に係わる指針

株式会社ライフケア

グループホームまゆ

1. 重度化及び看取り介護の基本理念

意義：介護保険法の基本理念であります、「利用者の尊厳の保持」を具体化する。その介護は住み慣れた街でその人らしく最後までという理念を実現することである。看取りを行う場所及び治療法については、本人の意思を最大に尊重すると共に家族の意向を尊重して行うことを旨とする。

2. 定義

次の条件を満たすものとする。

- 1.基本理念及びそれに基づくサービス提供の方針が具体的に定められ実践されること。
- 2.日常の介護は看護師、医師及び医療機関との連携を図り他職種協同体制のもとで利用者及び家族の尊厳を支えるように努める。
- 3.可能な限り尊厳と安楽を保ち安らかな死を迎えることができる様に個人的ケアを提供するための人員と設備の体制を整える。

3. 介護の体制

看取りケアでは家族を中心にして、専門職による連携のもと協同体制下にて、十分な説明と同意の上情報の共有と交換を旨として実施される。

- 1.医師・かかりつけ医
- 2.協力病院・クリニック
- 3.看護師
- 4.ケアマネージャー

4. 環境整備

環境は本人と家族の尊厳を守るためにふさわしいものであること、は常に環境の維持、改善に努める。

- 1.最後を迎える為の環境整備、その人らしい人生をまっとうする為のホームの整備の確保。
- 2.家族との協力体制の、安楽なゆったりとした場所の提供を行う。

5. 介護実施要項

1. 協力病院 かかりつけ医との連携を図る

2. 医師、看護師体制

かかりつけ医、協力病院との情報共有により重度化看取りの協力体制を築いていく。

3. 看護師は医師の指示のもと、利用者の診療緩和等の安楽な状態を保つことができる様に努め、日々、又必要な時に診ては家族に説明を行っていく。

4. 医師の指示のもと、看護・介護部門はカンファレンスに基づき他職種による重度化看取り、介護計画書を作成し看取り介護体制により介護にあたる。

6. 看取りに行う医療行為

1. 点滴

2. 吸引

3. 抗生剤の投与

4. 苦痛緩和への処置

7. 経過毎への対応

1. 利用者に事前の説明を行い、本人・家族に対してリビングウィルの確認を行うこと。

2. 医師により医学的に回復の見込みがないと判断した時に積極的に治療をしない。又は生物学的に老衰状態であると判断されたときに重度化、看取り介護の開始となる。

3. 開始にあたり、本人・家族に医師からの状況報告をもとに十分なインフォームドコンセントを行い、同意を得ること。

8. 看取り介護の実施とその内容

1. 記録の整備、保持に努める

① 介護同意書

② 医師の指示書

③ 介護計画書

④ 経過観察記録

⑤ ケアカンファ記録

⑥ エンドステージ記録

⑦ カンファレンス記録

2. 医師

① 看取り介護期の診断

② 家族への説明（インフォームドコンセント）

③ 緊急時の対応と指示

- ④ 協力病院との連携と調整
- ⑤ カンファレンスへの参加
- ⑥ 死亡の確認と死亡診断書の発行

3.管理者

- ① 看取りに関して本人・家族への詳細な説明
- ② 看取りに関して本人・家族への意思確認
- ③ 看取りに関しての同意を得る

4.看護師

- ① 日常の健康管理
- ② 緊急時の対応
- ③ Dr・病院との情報交換・連携の強化
- ④ 看護処置
- ⑤ 苦痛の緩和
- ⑥ カンファレンスへの参加
- ⑦ 24h オンコールの体制

5.ケアマネージャー

- ① 継続的家族への支援
- ② 他職種のチームケアの確立
- ③ 定期的カンファレンスへの参加
- ④ 緊急時マニュアルの作成と実施

6.介護従事者

- ① 食事、排泄、清潔への援助の提供
- ② 身体的・精神的に安楽な工夫
- ③ コミュニケーションを十分にとる
- ④ 状態の観察と記録（食事、水分）浮腫のチェック
- ⑤ 定期カンファレンスへの参加
- ⑥ 細やかな訪室
- ⑦ 死後へのケアとして家族への支援と身辺整理

9.重度、看取り介護の実施内容

1.栄養と水分

他職種と協力し、利用者の食事、水分摂取量、尿量、浮腫の確認を行うと共に利用者の身体状況に応じた食事、好みに応じた食事の提供に努める

2.清潔

利用者の状況に応じて清拭、入浴を行い、清潔の保持と感染予防に努める

3.苦痛の緩和

(身体面)

身体状態に応じた安楽な体位と援助、の緩和を医師の指示により緩和ケアを行う

(精神面)

意識レベルの低下により、言語によるコミュニケーションが難しくなるので非言語的コミュニケーションの対応に努める。(手を握る、マッサージ、寄り添う)

4.死亡時

死亡確認後、エンゼルケアを施行し全員でのお別れとする。

家族への支援（荷物の整理、退所の手続き等）

10. 職員教育

グループホームにおける、利用者の重度化及び看取り介護への理解をしその目的を明確にし、その手法と死生観教育への確立を図る

- ① 重度化及び看取り介護の理念と理解
- ② 利用者の内的なものの理解
- ③ 死へのアプローチ
- ④ 変化への機能的、精神的変化への対応
- ⑤ 夜間、急変時の対応、連絡調整
- ⑥ チームケアの充実を図る
- ⑦ 家族への援助技法を学びつつ支援をしていく
- ⑧ 介護の振り返り（実施と評価）
- ⑨ 研修会への参加

11. 重度化による居室設備及び入院時の対応

- ① 居室の基本設備は一般ベッドであるが、介護困難となった場合はご家族と相談の上、電動ベッド等の導入を図る。
- ② 入院中の月利用料は、居室料のみとし、食費及び水道光熱費は入院前までの日割計算とする。